魚津市広報

発行所
魚津市田方町80番地
魚津市役所
編集発行人　関口長
（毎月1日・15日発行）
定価（1部）3円
魚津市神明町
魚津印刷所

臨時市議会

追加更正豫算など可決

五月の臨時市議会は去る五月三十日議場で開かれ、昭和三十二年度魚津市歳入歳出追加更正予算国民健康保険追加予算などの議案が審議され原案どおり議決された。

また市議会議長、副議長の選挙が行われたが、議長に長田喜三右衛門氏、副議長に大崎利吉氏の両氏が選ばれた。

なお臨時出納立会人の河崎浅之助、伊藤正清の両氏の辞職があり、あらたに後藤広作、浜多由利の両氏が選任された。

議決された案件は次のとおりです。

議決案件

一、議案第六〇号
昭和三十二年度魚津市歳入歳出追加更正予算（第二回）六、七六三、八六七円

一、議案第六一号
昭和三十二年度魚津市国民健康保険歳入歳出追加予算（第一回）一、三七三、四四四円

一、議案第六二号
魚津市職員定数条例の一部を改正する条例設定の件

一、議案第六三号
片貝川奥地開発促進経費貸付の件

一、議案第六四号
魚津市国民健康保険運営協議会委員委嘱の件
当日追加附議された案件は

一、魚津市議会副議長選挙の件

一、常任委員選挙の件

一、臨時出納検査立会議員互選の件

一、富山県都市計画地方審議会委員たるべき者の選挙の件

一、魚津市監査委員の選任に関し同意を得るの件
長田氏略歴　58才　黒谷土木建築請負業　自民
大崎氏略歴　51才　上村木農業　無所属前副議長

長田議長

大崎副議長

御挨拶

不肖私が今般前副議長、長田喜三右衛門氏の議長就任のあとを受けまして、副議長に選ばれましたことはまことに光栄に存ずるものであります。

魚津市は昨年未曽有の大火に遭遇しまして、この復興という一大難局に立つているのでありますが、この時にあたり不肖私が副議長に選ばれたことについては、その責任の重大を痛感致しております。今後議会が一丸となつて虚心坦懐この復興に全力を尽し、職責を全うする決意でありますから、どうか今後一層の御指導御鞭撻の程をお願い申し上げます。

以上簡単でありますが紙上を通じて一言御挨拶申し上げます。

御承知のように本市は昨年九月、未曽有の大火に遭いまして、その復興に全力を尽さねばならぬ時期であり、そのためには市当局、市議会は一丸となり市民の一致せる御支援のもとに、この復興に当らねばならぬことは言をまたないところであります。不肖私が議長に推されましたからには粉骨砕身、復興を第一として市政進展のために微力を尽す覚悟であります。

どうか市民の皆様には篤と御指導、御鞭撻の程をお願い申し上げまして一言就任の挨拶と致します。

議長　長田喜三右衛門

副議長　大崎利吉

富山県敬老福祉年金の給付

―該当者は申請手続を―

本年四月一日公布になりました富山県敬老福祉年金条例にもとづいて、左記により敬老年金が支給されることになりました。その第一回分が六月末日頃に支給される予定ですから、該当者は至急申請書を提出して下さい。

なお申請の手続きなどくわしいことは社会福祉事務所または地区担当民生委員に問合せて下さい。

記

一、支給の範囲
年令八十才以上で県内に引続き五年以上居住しておられる生活困窮者

二、支給年金額
年額二、四〇〇円
（生活保護法による被保護者には二、四〇〇円相当額の物品を支給する）

三、支給方法
毎年六月、九月、十二月三月の四回
（生活保護法による被保護者は九月、三月の二回）

生活困窮者の範囲とは

1. 生活保護法による被保護者及びその世帯に属するもの
2. 生活保護法の保護の基準により測定し、そのものの収入認定額が生活費認定額を超えること三〇%以内のもの及びその世帯に属するもののうち予算の範囲内で定めるもの

第四回義捐金の配分

東化工株式会社から見舞金三百万円

今次大火に際して東化工株式会社から罹災者に対する見舞金三百万円並びに見舞品（風呂敷）が拠せられましたので、六月十日の配分委員会において次のように決定されました。

配分要領

全額の三分ノ一を世帯割三分ノ二を人頭割
（世帯割）
一世帯当り六〇〇円
罹災世帯一、五四一世帯
その総額九二四、六〇〇円
（人頭割）
一人当り三〇〇円
罹災者総数六、八九二人
その総額二、〇六七、六〇〇円
計　二、九九二、二〇〇円
残金七、八〇〇円は罹災児童（小学生）及び保育園児に対する分、風呂敷は各罹災世帯に一枚

上水道建設5周年記念

工事費の特別助成

新規申込者七〇〇戸に

一、申込受付期間
昭和三十二年七月一日から
昭和三十二年八月十五日まで

二、受付戸数　七〇〇戸

三、対象の範囲
上水道管が布設されている全地域（本新、三ヶ、西部中学校南及び東側道路を含む）及び土地区画整理地域。

四、この助成を受けて施設された方は特別の事由がない限り施設後十五ヶ月間は閉栓の取扱いは認められません。

五、申込場所と方法
大町水道課（電話四四〇）へ印鑑及び設計手数料一〇〇円を添えて申込み下さい。

火災地区内の水道は

火災地区内の水道既設者が換地によつて位置を変更する場合は勿論火災復興事業費で道路部分の工事が行われますのでこの部分は無料です。

布設管のないところも

土地区画整理事業で新道のつく部分と西部中学校南及び東側道路、三ヶ地区国道、道下本新県道は現在水道管がありませんが、近く布設されることとして申込を受付ます。青島、北中、仏田、地区は事業の認可がおりていませんので本助成の対象となりません、又五戸以上の方が本管から相当遠い距離まで給水管を共同引用しなければならない場合はその距離と戸数によつて補助が行われますから市水道課へ御相談下さい。

市の上水道事業は、設置されてから五周年を迎えました。皆様の御協力によつて無事進渉を見ましたことは感謝にたえないところであります。

火災復興事業の進展と併せてますます本事業の充実を期しておりますが、ここに五周年記念事業として新規水道布設申込者七〇〇名を限定して特に公道部分の負担金約三、〇〇〇円を免除し、水道の普及をはかり併せて復興の促進を助成することになりました。

水道を利用されたい方はこの機を逸せず御申込下さい。

魚津市新生活運動協議会

―六月十日発足―

昭和三十年九月、新生活運動協会発足してより、日本全国各地に、この要旨を実践運動としてくりひろげられて来ましたが、魚津市においてもこれが設立を計画し次の目的をもつて去る六月十日発足しました。

（目的）

市民が自らの創意と良識により、物心両面にわたつて、日常生活をより民主的、合理的に、文化的に高めることをめざして行う新生活運動をますます活発にすることによつて、健康で住みよい社会の建設に寄与することを目的とする。

（事業）

1、協力団体相互間または協力団体と行政機関との連絡調整
2、各種集会の開催
3、講師等のあつせん
4、調査研究および資料の作成頒布
5、広報活動
6、その他この団体の目的達成に必要な事業

（役員）

会長　清河吉平（市社会教育委員長）
副会長　金川四郎（市社会教育副委員長）
浜多由利（市連合婦人会長）
監事　北条正韶（魚津公民館長）
浜岡泰雄（市連合青年団長）
事務局長　高井弥吉（市教育長）
事務局員　山本倫平
岡崎寛上野方地区実践運動の発表
盛永公民館長から、昨年実践された、体験の発表があつて、一同に深い感銘をあたえた。農村における稗の取りよけ、食生活の改善、生花の家庭へのとり入れ等は今後の計画と実践に期待されている。

有機燐製剤の中毒事故を防ぎましょう

一、中毒した場合の処置
1. 一刻も早く医師を呼ぶこと
2. 医師が来るまでに次のようなことを行うこと

イ　皮膚についた薬剤は乾いた布、ちり紙で面積を拡げぬよう吸いとること

ロ　石鹸水や石灰水等アルカリ性のものでよく洗うこと

ハ　眼に入つた場合は一%重曹水又は〇、九%食塩水で十五分以上洗眼すること

ニ　薬剤のついた衣服は直ちにぬがせること

入らぬこと（田の草取等せぬこと）

一、撒布後近くの川下で物を洗つたり遊ばないこと

一、この製剤のかゝつていると思われる作物はすぐ食べぬこと

一、使用済の空容器（空びんや空袋）にふれないこと

田植が終ると害虫駆除に有機燐製剤（通称パラチオン及びホリドール等）の一斉撒布が行われます。毎年この薬に対する不注意から中毒事故を起しております。昨年も魚津市で中毒者や死亡者の不幸な事故を生じた状況であります。この薬は人畜に対して極めて強い毒性があり、飲んでも吸つても又膚（ハダ）につけても体内に吸収され、少量でも中毒したり或いは死亡します。今年は取扱者はその取扱に万全を期し、また一般の人も次のことを守つて中毒者を出さぬようお互に注意しましょう。

注意事項

一、撒布作業の附近に近づいたり風下で遊ばないこと

一、撒布したところには赤い標識が立てゝあるからこの地域には一週間は立

6月の市税

あなたの魚津をよくするために……
こぞつて納税

市（県）民税の納期

第一期6月30日　第二期8月31日
第三期10月30日　第四期1月31日

〃あゆ〃の解禁

26日から
―許可を受けてから―
いよいよ六月二十六日から待望の〃あゆ〃が解禁になります。これに先だち呉東内水面漁業協同組合及び市では、角川と片貝川（布施川）に五万尾のビヮ湖産の稚鮎を放流しました。

鮎を採捕される方は次のように許可証の交付を受けて下さい。

◉角川及び片貝川（布施川）で採捕する人は、呉東内水面漁業協同組合（田方町、北陸配管kk内）へ
―有料―

◉その他の河川で竿釣りする人は市商工水産課（水族館内）に届出て下さい。
―無料―

〃産業の昔と今〃

海藻採集業(1)

富山湾内における採藻業地の著名なものは、宮崎の「ワカメ」魚津市道下の「天草」である。特に道下の採藻は区域が非常に広く、富山湾内各地の沿岸に、道下の天草取（これを浜仕という）や、海女（あま）の姿が見られる。このように県内各地に採集権を有するのは道下だけで、このような恩恵に浴しているのは相当古い歴史をもつているからである。

しかし起原の記録はあきらかでないが、今から二百五十年程前から採藻が行われていたものでなかろうか。当時従業者は僅か二十名程だつたと伝えられているが、安永三年（西一七七四）今から約百八十年前）頃に至つて、北鬼江、本新釈迦堂、北中、青島、仏田の六ヶ部落で約二十数名のものが新たに加つて、何地を問わず競うて各自が採藻した。

その頃加賀藩主前田公が魚津へ来て附近を視察された際、たまたま海辺をぶらぶら歩いて、北鬼江の杉の端（今魚津漁場の目当になつている）に至られると、そこに裸体の男が石焼海苔をやつていた。石焼海苔と言うのは、石を焼いて海から採りがけの海苔をその石につけて焼くのであるが、塩気があつて香りもよし、非常に美味しいものであつた。

藩主はその様子を見て、不思議に思い、その男に尋ねると、男は「これは薬になるもので、これを食べると腹がごろごろ鳴り出して腹の虫（蛔虫のこと）が下りる」と申上げた。

家来達が早速食べて見ると誠に美味しい。そしてしばらくすると腹が鳴り出して腸の持ち具合がよくなつた。藩主は非常に感心されて、湾内至る所で採藻する様奨励された。そこで翌年北鬼江の徳兵衛は前記六ヶ部落の総代として、村役人宗次郎を経て藩主前田公へこの海苔を献上せんことを請い許された。これが「上げ海苔」の始めである。藩主はことの外お喜びになつて、専業許可の墨附を下された。

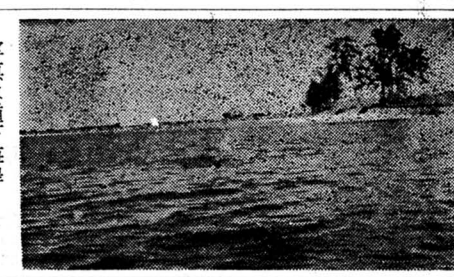
写真は道下海岸

全事業所を対象に
七月一日現在で　事業所統計調査

この事業所統計調査は、国の基本的調査で事業活動を行つているすべての事業所の状況を全国にわたつて調べ国の産業活動の実態をとらえるために行われる「指定統計」で昭和二十二年以来第五回目の調査です。

◎調査される事業所

ここで事業所というのは「事業（仕事）の行われている一定の場所」で工場、会社、銀行、事務所、商店などは勿論、学校、神社、寺院、旅館、料理店、浴場、医院、映画館なども事業所でありすべて調査の対象になります。しかしこの調査から除かれる事業所は農業、漁業などで他に兼業をもたないもの、恒久的な設備のない露店や収入を得て従事する従業者のいない校友舎、同好会でまた三ケ月以上休業している事業所は調査から除かれます。

◎調査の期日

昭和三十二年七月一日

◎調査事項

（甲調査―全事業所）
1.事業所の名称
2.事業所の所在地
3.事業所の経営組織
4.開設時期
5.会社の資本金
6.従業者数
7.事業の内容
（乙調査―サービス業に該当するもの）
1.常雇の従業者の給与額
2.最近一年間の事業総収入

◎調査に御協力のお願い

県知事が任命した事業所調査員が七月一日から五日頃に訪問し、調査票を作成しますが、調査にあたり事業主の方に種々御迷惑をおかけすると思いますが、正格な調査ができますように精々御協力をお願いします。

更生保護施設
建設募金はじまる

犯罪のない、住みよい、明るい社会をつくることは国民全体が心から念願しているところですが、現実には犯罪は年々増加し、特に少年少女の犯罪が激増しつつあることは憂慮に堪えないところです。

罪を犯した者に対し刑罰を科することは、社会防衛上止むを得ないことでありましようが、一面そのためにかえつて本人の更生を困難にする結果になることもあり、わが国においては、昭和二十四年七月から「更生保護制度」という制度が設けられました。これは罪を犯した者を一般社会の中で普通の生活を行わせながら保護観察の方法で、更生させることを目的としたものです。

富山県下では、六百余人の保護司と唯一の民間保護施設である養得園とが、保護観察所と協力して、日夜犯罪の予防と犯罪者の更生保護に努力を続けていますが、家庭の事情や、環境がよくないために再犯をかさね、あるいは売春婦等に転落するおそれのある婦女子を保護収容する施設が全然ないため、この施設建設募金運動を強力に推進することになり、広く一般から施設建設の募金運動（一世帯三十円）を推進することになりました。

市民の皆様には、更生保護事業の重要さをよく御理解いただき、建設募金に御協力下さる様お願いします。

日本脳炎の
予防注射はぜひ受けよう

これから暑くなるにしたがつて日本脳炎の発生する季節となります。そこで伝染の媒介をする蚊は患者が発生してから防除しても手おくれで、蚊の発生場所である下水の掃除、空かん、空びんなど不用な容器を整理して雨水の溜らぬようにし、雑草は刈取つて下さい。

また日本脳炎の予防注射はなく、「売春禁止法」が成立した今日、婦女子の更生保護施設を設けることは緊急を要する問題であります。

そこで県では各市町村各会社、事業所等あらゆる関係がもうらされた人々によつて、この更生保護会館を作る計画が発起され、建設の運動を強力に推進することになり、広く一般から施設建設の募金運動（一世帯三十円）を推進することになりました。

市民の皆様には、更生保護事業の重要さをよく御理解いただき、建設募金に御協力下さる様お願いします。

次のとおり実施しますから恐しい日本脳炎を防ぐためにぜひ注射を受けましよう。

一、注射を受けるもの
市民全員とする。
（生後より六才までのものは特に受けること。小学校児童と保育所幼児はそれぞれ別に行う）

二、注射の量
(イ)初回免疫（生後受けたことのないもの）
一CCを七日の間隔で二回皮下注射する。
(ロ)追加免疫（昨年受けたもの）一CCを一回皮下に注射

三、費用
実費徴収をしますから受けるとき持参下さい。
一回受けるもの　五十円
二回受けるもの　百　円
（二回受けるものでも一回ごとに五十円払つて下さい）

四、副作用
注射局所に軽度の腫脹発赤を認める場合もありますが、一過性で速かに消退する。
五、そのほか健康状態の悪い時はその旨申し出て当日医師の診断を受けること。病人（心臓病、肝臓、脚気、結核、糖尿病、伝染病、病後衰弱等）きよ弱者、妊婦（妊娠六ヶ月以上）有熱者、胸腺淋巴体質の徴候ある者は注射をしないで下さい。

予防注射の日時場所

校下別	実施場所	実施月日 第一回	第二回
上の方校下	上野方小学校	六月二四日	七月一日
片貝〃（分校含む）	〃	〃	〃
天神〃	西布施〃	〃	〃
白倉〃	住吉〃	七月二九日	七月五日
上中島〃	大町〃	七月二日	〃九日
住吉〃	上中島〃	〃	〃
大町〃	本江〃	〃三日	〃十日
村木〃	大町〃	〃	〃
本江〃	本江元下の方〃	〃	〃
松倉〃	道下〃	〃四日	〃十一日
道下〃	経田〃	〃	〃
経田〃	坪野分校	〃	〃
坪野分校下	古鹿熊〃	〃五日	〃十二日
古鹿熊〃	加積小学校	〃	〃
加積校下		〃	〃

時間は午後一時から午後二時三十分まで小学校児童、午後二時三十分から午後四時まで一般

梅雨どきの衛生
身のまわりを清潔に

ことしもまたうつとうしい梅雨がやつて来ました、この季節は家の中にしめり気が多くなり、カビが生えたり、恐しいセキリ、エキリなど伝染病の発生しやすいときです。おたがいが、つぎのことに注意して健康をまもりましよう。

◎窓や床下の通気口を開いて充分通風をはかる。
◎肌着はたびたび洗濯し、寝具や被服も日ぼしをする。
◎家の周囲の清掃、排水をよくして蚊やはえの発生を防ぐ。
◎庭木や雑草を刈り取り、窓ガラスをふいて日光をよく入れる。
◎必ず井戸水の検査を受け生水、生物の飲食をさける。
◎消化し易い食物を選び、ビタミンを多く含んだ緑や黄色の濃い生野菜を多くたべる。
◎毎食のたべ物は残さないように作り、余つたものは保存に注意しても一度火を通して食べる。
◎身体の状態によく気をつけ異常があれば直ぐ医師の診断を受ける。
◎調理の前後、食事の前には必ず手を洗う。
◎予防注射は必ず受ける。

毒草を
刈取りましよう

先月末に天神地区で野良仕事に忙しいすきに、子供達がつれだち川辺にあつたブドウのように実つてないかと間もなく二時間程で死亡した。可愛そうな実例をみました。毒ウツギは猛烈なケイレンを起し二時に多く見川、早月川等の川辺にうしみたらたことがおこらないようにこうに毒ウツギやその他の毒草は、できるだけ刈取るようにして下さい。

もしあやまつて毒ウツギその他の毒物を食べたとわかつたら急いで医者の手当を受けることが大切ですが、応急処置としてできるだけ腹中の毒物をはかせるようにして下さい。

〃アメリカシロヒトリ〃
撲滅に御協力を

―小枝のくもの巣に注意―

一昨年来発生を見たアメリカシロヒトリ駆除も、皆様方の御協力により遂次効果をあげつゝありますが、発生分布の特異性からして調査、防除も実施困難な地帯もあり、なお残存して慢延するオソレがありますので、市では防除の徹底を期したいので、次のように御協力お願い致します。

(一)昨年発生した地域やその周辺は厳重に注意し、小枝葉等にくもの巣に包まれた中に若令幼虫がい集しているから分散しないうちに切取り焼却し、成虫、蛹は発見次第捕殺すること。

(二)特に次の樹種に寄生するから注意をすること。
サクラ、ヤナギ、ポプラ、カキ、クワ、シンジユ、プラタナス、イチヂク等

(三)幼虫発生の時期
第一化　六月下旬から七月中旬
第二化　八月下旬から九月中旬

(四)発見次第速かに市農林課に連絡して下さい。

6月17日から
身体障害者福祉週間
更生相談など実施

身体障害者の方にはその障害にもめげず、それぞれ自立更生に邁進しておられますが、このたび県と県社会福祉協議会、日赤富山支部、県身体障害者団体等の後援を得て身体障害者並びに県民各位に身体障害者福祉事業に対する理解と関心を高めるため、県において六月十七日から一週間身体障害者福祉強調運動が行われます。この週間中にはつぎのように更生相談などが実施されますから希望者は相談を受けて下さい。

◎診査更生相談
（医師）高岡市民病院　外科医長
◎義肢修理
富山県傷夷軍人会
期日　六月十九日
時間　午前九時から午後三時まで
場所　黒部保健所

寄付
金三千円　市内本江　小柴　加代（亡夫死去による香志）

今回租税特別措置法の改正とこれに伴う施行令が公布施行されました。この改正の要旨は、新築の貸家住宅について割増償却の措置、いわゆる貸家事業をしようとするものには、その所得税や事業税などが減税になります。またすべての住宅の新築（増築を含む）について所有権の保存登記をする場合に登録税の軽減措置を受けられることになりました。

その改正点は

第一　昭和三十二年三月三十一日以前に新築された住宅について

一、貸家住宅の割増償却

(1)個人または法人が昭和27年1月1日から昭和30年6月30日までに建築した床面積二十坪以下の貸家住宅を取得して、これを同日までに貸家に供した場合には、五年間の所得税の課税標準の額の千分の二百五十に相当する金額を償却費として必要経費に算入することができます。

(2)個人または法人が昭和32年3月31日までに建築した床面積三十坪以下の貸家住宅を取得して、これを昭和33年12月31日までに貸家に供した場合には、その住宅が耐用年数五十年以上のものであるときは、五年間二十割増、耐用年数五十年以下のものは、五年間十割増の特別償却が認められる。

二、登録税の特例

(1)昭和27年4月1日から昭和32年3月31日までに新築または増築した専用住宅の所有権の保存登記を昭和33年12月31日までにする場合は、その登録税は家屋価格の千分の六が千分の一に軽減される。

(2)昭和30年7月1日から昭和32年3月31日までに地方公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団または宅地建物取引業法により登録を受けている宅地建物取引業者が新築した床面積三十坪以下の専用住宅を、これらの者から取得した場合の所有権の取得の登記を昭和33年12月31日までにする場合の登録税は、家屋価格の千分の五十が千分の一に軽減される。

(3)前記の(1)、(2)に規定する家屋の取得のための資金の貸付がされた場合に、その貸付金の担保として家屋に設定される抵当権の取得の登記の登録税は債権金額の千分の六・五が千分の一に軽減される。

第二　昭和32年4月1日から昭和33年12月31日までに新築される住宅について

一、貸家住宅の割増償却

割増償却の期間と割増率は第一の一の(2)と同様ですが（耐用年数五十年以上は五年間二十割増、五十年未満は五年間十割増）その対象となる貸家は従来は床面積三十坪以下の専用住宅に限られ、併用住宅は適用されなかつたが、今度「耐火構造または簡易耐火構造の地上階数三以上の家屋で、その床面積の三分の二以上が貸家住宅となつているもの」についてはその住宅部分（一世帯当りの床面積三十坪以下のものに限る）が含まれることになつた。

二、登録税の特例

登録税の減免措置の特例は第一の二と同様従来どおりですが、その対象となる家屋の範囲が次のように拡げられました。

(1)専用住宅（一世帯用）の床面積が五十坪以下のもの

(2)二世帯以上の用に供せられる専用住宅は各世帯当りの床面積が三十坪以下であるもの（共用部分はあん分）

(3)耐火構造、簡易耐火構造の家屋で地上三以上の階数で、床面積の三分の二以上が住宅で、各世帯当の住宅の用に供される床面積がいづれも三十坪以下のもの

(4)前記の家屋で住宅の用に供される部分が主に賃貸されるものについては賃貸料が坪当り月割千円以下のもの

五月の人口動態

世帯数	9.035	世帯人	
人口	46.380	人件	
出生	60	件	
死亡	23		
結婚	34		
離婚	3		

火災に備えよう……
消火器の薬品取換えについて

防火用として備付けてある消火器には五種類あり、一番多く使われているものは泡沫消火器です。これはさかさにすると白い泡が吹き出します。この消火器は安価で、用途が広く、一般の方にはきわめて便利で、消防署としても推奨しています。ところがこの消火器の中に入つている薬品は約一年間が有効（実際は二年位）で年々取換えなくてはいことになります。そこで消防署では薬品をお世話して取換えたいと思いますので、御希望の方は容器を御持参になれば交換いたします。価格は一器分は市価では三百円内外ですが多量購入によつて一器分二百五十円でお分けします。

災害のときには間にあわなお消火器の新規購入についても遠慮なく御相談下さい。

（消防署）